

【抗議署名】

国立大学法人大阪大学学長
鷺田 清一 殿

私たちは不利益変更を許さない

私たち国立大学法人の職員の退職金は、平成16年の法人化に際し、文科省の「積算方法等通知」(国立大学法人に措置する退職金相当額の運営費交付金の積算方法等について)により、対象者数を確定し、退職金の対象者台帳が作成されました。大学は、この対象者台帳に基づき「退職金に係る運営費交付金の概算要求」を行ない、退職金は執行・清算されます。65歳定年だった旧大阪外国語大学教員は、当然のことながら65歳定年として対象者台帳が作成され、統合後は大阪大学に引き継がれています。

しかし、このたびの「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程(案)」は、平成28年4月1日以降に定年を迎える旧大阪外国語大学の承継教員に不利益変更をもたらします。大阪大学は「退職手当の支給条件を統一することは、統合に伴う措置として必要不可欠」という理由を挙げるのみで、それは不利益変更の合理性の説明にすらなっていません。退職手当の支給条件を統一する必要があるならば、63歳時積算ではなく65歳時積算で統一できます。

記

私は就業規則による労働条件の不利益変更を許さない。

「国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程」を改訂し、教員の退職手当支給条件を、定年年齢(満65歳)に達した日以後に到来する最初の3月31日に退職したものとする、に統一すること。

2010年 月 日

所属： _____

氏名： _____

【署名提唱団体】 大阪大学箕面地区教職員組合